白神山地世界遺産センター(西目屋館)利用規程

東北地方環境事務所

【趣旨】

第1条 この規程は、白神山地世界遺産センター(西目屋館)(以下、「西目屋館」という。)の利用(見学、資料閲覧等の短時間の利用を除く、施設、物品、報告書及び資料の利用をいう)に関して必要な事項を定めるものとする。

【利用の許可】

第2条 西目屋館を利用しようとする者は、事前に施設管理者である西目屋自然保護官 の許可を受けなければならない。

【利用の制限】

- 第3条 次の各号に該当するときは、利用を許可しない。
- (1) 白神山地世界遺産地域及び周辺地域に関する調査研究、保全管理、環境教育を目的とした利用と認められないとき。
- (2) 当該地域の自然環境及び公安、風俗、その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) その他西目屋館の業務に支障があると認められるとき。

【利用の中止等】

第4条 西目屋自然保護官は利用者がこの規定に違反し、又は西目屋館の運営に重大な 支障を生じさせた時は、利用の途中であっても利用の中止を命じることができる。

【弁償】

第5条 利用者の責に帰す事由により、施設又は物品等を破損又は亡失したときは、原 状に復し、又は現品等をもって弁償しなければならない。

【細目】

- 第6条 この規程に定めるものの他、西目屋館の利用に関し必要な細目は、東北地方環境事務所長が定めるものとする。
 - (附則)この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(平成17年10月一部改正)

(平成27年4月一部改正)